

IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- (独)奄美群島振興開発基金の非課税措置の延長
- 小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長(所得税・不動産取得税等)
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長
- 市街地再開発事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 防災街区整備事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 宅建業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置等の延長(不動産取得税)
- 被災者向け優良賃貸住宅に係る割増償却の延長・拡充
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長(不動産取得税)
- 北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)及び九州旅客鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)、新関西国際空港(株)及び関西国際空港土地保有(株)、中部国際空港(株)並びに東京湾横断道路(株)に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の延長
- 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 航空機に使用する部分品等に係る関税の免除措置の延長
- 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得した建物の所有権移転登記の非課税措置の廃止
- 認定運営者が指定特定重要港湾において取得した一定の港湾施設に係る固定資産税等の特例措置の廃止
- 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る固定資産税等の特例措置の廃止

2. 他省庁主管

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長・拡充
- 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の創設
- 過疎地域における特定の事業用資産の買換特例の延長
- 産業競争力強化法に基づく登録免許税の税率の軽減措置の創設
- 投資法人等に係る導管性要件等の見直し
- 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に係る特別償却・税額控除の延長・拡充
- 被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等に係る特例措置の延長(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)
- 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の廃止
- 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充(法人税、法人住民税)